

〔第6期対策（R7-R11）／令和7年度〕

『中山間地域等直接支払交付金制度』実施状況の公表について

1. はじめに

中山間地域等直接支払交付金制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

第5期対策の令和2年度から開始した「棚田地域振興法」に基づく棚田地域振興活動加算を継続し、第6期対策から新たに「ネットワーク化加算」及び「スマート農業加算」を加え、令和7年度から新たな制度設計としてスタートしました。

2. 中山間地域等直接支払交付金制度とは!?

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。対象者は「集落等を単位」とする協定を締結し、5年間の農業生産活動等を継続する農業者等となります。また、対象となる農地は、地域計画に指定される農用地でかつ農業振興地域農用地であることが条件となり、農用地は「耕作可能な状態に維持」されているものでなければなりません。

3. 交付単価について

地 目	区 分	交付単価（10割）	⇒	基礎単価（8割）	+	体制整備（+2割）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円/10a	⇒	16,800円/10a	+	4,200円/10a
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円/10a	⇒	6,400円/10a	+	1,600円/10a
畑	急傾斜（15度以上）	11,500円/10a	⇒	9,200円/10a	+	2,300円/10a
	緩傾斜（8度以上）	3,500円/10a	⇒	2,800円/10a	+	700円/10a
草地	急傾斜（15度以上）	10,500円/10a	⇒	8,400円/10a	+	2,100円/10a
	緩傾斜（8度以上）	3,000円/10a	⇒	2,400円/10a	+	600円/10a
	草地比率の多い草地	1,500円/10a	⇒	1,200円/10a	+	300円/10a

6. 交付金額の内訳

内訳①	基礎額	超急傾斜農地保全管理	棚田地域振興活動加算	(超) 棚田地域振興活動加算	ネットワーク化	スマート農業	集落機能強化加算に係る経過措置
国費 (1/2)	28,602,165円	円	165,535円	518,112円	4,428,953円	2,914,111円	円
県費 (1/4)	14,301,063円	円	82,767円	259,056円	2,214,476円	1,457,052円	円
市費 (1/4)	14,301,141円	円	82,768円	259,056円	2,214,477円	1,457,067円	円

内訳②	内訳①合計	内訳①総合計
国 費	36,628,876円	73,257,799円
県 費	18,314,414円	
市 費	18,314,509円	